

随意契約結果表（委託等契約）

| | |
|---------------|--|
| 所属名 | 情報政策課 |
| 契約締結年月日 | 平成 3 0 年 4 月 1 日 |
| 契約者名 | 株式会社デジタルアライアンス |
| 契約名 | 山梨県情報ハイウェイ保守管理業務委託 |
| 契約金額 (税込み) | 9 9 , 8 7 4 , 0 8 0 円 |
| 随意契約理由 | <p>(株)デジタルアライアンスは、情報ハイウェイの管理運営を目的として県内の通信業、放送業、金融業などの事業者によって設立された法人であること</p> <p>(株)デジタルアライアンスは、情報通信格差の解消や地上デジタル放送への対応などのために、IRU契約により県から光ファイバの貸付を受けている法人であること。</p> <p>(株)デジタルアライアンスは、設立趣旨に沿って県から貸付を受けた光ファイバと自ら整備した通信機器を電気通信設備として電気通信事業を行っていること。</p> <p>電気通信事業法第 4 1 条に「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定され、(株)デジタルアライアンスが県から貸付を受けた光ファイバと自ら整備した通信機器を一体として保守していくことが法の趣旨に合致するところであり、かつ障害発生時の緊急対応も含めた情報ハイウェイの効率的な運営管理や安定運用が可能であること。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 |